

2020年3月25日

秩父ガス株式会社

新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるガス料金の特別措置について

3月18日付の新型コロナウイルス感染症対策本部「生活不安に対応するための緊急措置」に基づき、経済産業省から新型コロナウイルス感染症の影響によりガス料金の支払いが困難な事情があるものに対しては、その置かれた状況に配慮し迅速かつ柔軟に対応するよう要請をされております。

上記を踏まえ、秩父ガス株式会社は、下記の通りお客様から当社に申し出があった場合には、ガス料金の特別措置を講ずることといたします。

記

1. 適用対象

「緊急小口資金」及び「経営支援資金」の貸付を受け、お申し出いただいたお客様に適用させていただきます。(社会福祉協議会からの貸付の決定通知書をご提示いただきます。)

2. 特別措置の内容

2020年2月検針分(支払期限日が2020年3月25日以降となるもの)、3月検針分及び4月検針分のガス料金の支払期限 それぞれ1ヶ月延長いたします。

支払期限：支払義務発生日の翌日から起算して50日目をいいます。ただし支払義務発生日の翌日から起算して50日目が休日(日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び5月1日)の場合はその直後の休日でない日となります。

3. 特別措置適用のご相談・お申込み先

秩父ガス株式会社

【電話】0494-22-2134

【受付時間】平日の9:00~17:00

以上